

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
7番	瀧 信義	10番	木村 均

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第11回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、瀧委員、木村委員の2名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。寒くなってまいりましたので、体調を崩さないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思っております。

それでは、只今から、令和4年第11回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、13番近藤委員、14番田中委員を指名いたします。

次に日程第2議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡

大をするものです。

受人は現在 27,259 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,731 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年 280 日、世帯では 400 日農業に従事しています。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 12,168 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 420 日農業に従事しています。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 12,311 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 400 日農業に従事しております。

番号 5 番と 6 番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読

番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 19,861 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 690 日農業に

従事しております。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読

登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在6,627㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事しております。

番号8

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、隣接に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在11,851㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では480日農業に従事しております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在2,391㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事しております。

番号10番と11番と12番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読

4ページをお願いします。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在18,410㎡の農地を経営しており、個人で年間160日、世帯では220日農業に

従事しております。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大するものです。

受人は現在44,451.88㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯で520日農業に従事しております。

5ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読

令和4年11月25日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地を取得することにより農園を開設する予定です。

農業法人 IKT ファーム株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付けの賃借契約となっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計14件、移動の土地は、田13筆 9,802㎡、畑8筆 3,963㎡、合計21筆 13,765㎡です。

以上、番号1番から13番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号14番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても許可要件を満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第54号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第55号 買受適格証明願(農地法第3条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案7ページをお願いいたします。

議案第55号 買受(かいうけ)適格証明願(農地法第3条)について

買受(かいうけ)適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

8ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読

申請人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

申請人は現在3,228㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では270日農業に従事しております。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、入札日は、令和5年1月11日から令和5年1月18日までの期間入札です。

番号2番から8番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読

申請人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在15,130㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では1200日農業に従事しております。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、入札日は、令和4年12月7日から令和4年12月14日までの期間入札です。

番号9番及び10番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読

9ページをお願いします。

申請人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

申請人は現在8,886㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では550日農業に従事しております。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、令和4年12月7日から令和4年12月14日までの期間入札です。

つづきまして、10ページをお願い致します。

証明願いは10件、田 3筆 2556㎡ 畑 10筆 4849㎡ 合計13筆 7405㎡です。

以上10件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・第3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断いたします。

以上になります。

#### 【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第55号 買受適格証明願(農地法第3条)については、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第4議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

11ページをお願いします。

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

12ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

宅地 354.74㎡と一体利用します。

13ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は1件、転用の土地は、田2筆 274㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第56号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といた



します。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

つづきまして、14ページをお願いいたします。議案第57号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。15ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは、分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、16ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは通路を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地 193.72㎡と一体利用します。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは工場を建築し、農地区分は第3種農地です。

雑種地 1,872 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置します。

こちらは、東朋テクノロジーの新倉庫建築に伴う駐車場不足により、農地を従業員用駐車場として一時的に転用するものです。

転用期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年4月30日までです。

農地区分は、3種農地及び農用地です。農用地での一時転用は一時的な利用に供し、利用目的を達成する上で必要であり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさなければ許可できるため、事務局から稲沢市に対し、この転用について意見を求めたところ、整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものと回答がありました。

このことから、この申請につきましては許可相当と判断します。

つづきまして、17ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、9件 転用土地 田 2筆 748 m<sup>2</sup> 畑 8筆 2,079.30 m<sup>2</sup> 合計10筆 2,827.30 m<sup>2</sup>です。

以上5条申請 9件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6 議案第58号 買受適格証明願(農地法第5条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

18ページをお願いします。議案第58号買受適格証明願(農地法第5条)についてです。買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。19ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地等 1,000.68㎡と一体利用します。

こちらの競売は裁判所が行うものです。入札日は令和5年1月11日から1月18日で、開札日は令和5年1月25日です。

20ページ総括表をお願いします。

証明願は1件 畑 357㎡です。

以上、買受適格証明願1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、買受適格者であると判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第58号 買受適格証明願(農地法第5条)については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案21ページをお願い致します。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構であ

る、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

22ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

申請地を朗読。

こちらは、すべて売買による所有権移転です。

所有権移転の時期は令和5年1月11日です。

23ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は69筆、使用貸借権の設定は29筆です。

貸借期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和9年12月31日までが6筆、令和5年1月1日から令和11年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和12年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和14年12月31日までが89筆です。

30ページ総括表をお願い致します。

田 95筆 62,080㎡ 畑 4筆 5,235㎡ 合計 99筆 67,315㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、所有権の移転又は利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定 については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定

による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案31ページをお願い致します。

議案 第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

32ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は69筆、使用貸借権の設定は29筆です。

貸借期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和9年12月31日までが6筆、令和5年1月1日から令和11年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和12年12月31日までが1筆、令和5年1月1日から令和14年12月31日までが89筆です。

39ページ総括表をお願い致します。

田 95筆 62,080㎡ 畑 3筆 2,009㎡ 合計 98筆 64,089㎡になります。  
以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、杉村委員、小原委員は採決に加わるできませんので、よろしく願いいたします。

議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取 については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第9報告第31号 現況証明願の報告についてから日程第11報告33号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

40ページをお願いします。

報告第31号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

41ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読

昭和44年より宅地として利用しておりました。

つづきまして、42ページをお願いします。報告第32号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

43ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読

宅地分譲による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 朗読

住宅による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積 朗読

住宅による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積 朗読

住宅による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

44ページをお願いします。

番号5番 申請地 地目 面積 朗読  
賃借権の設定による住宅の転用です。

45ページ総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 3筆 900㎡ 畑 2筆 532㎡ 合計 5筆 1432㎡で  
す。

つづきまして、46ページをお願いいたします。

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

47ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読

農地転用による賃借権（ちんしゃくけん）の解除になります。

番号2番 申請地 地目 面積 朗読

農地売買による賃借権（ちんしゃくけん）の解除になります。

番号3番 申請地 地目 面積 朗読

農地転用による賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号4番 申請地 地目 面積 朗読

転用による賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号5番 申請地 地目 面積 朗読

農地売買による賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号6番 申請地 地目 面積 朗読

農地売買による賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

48ページの総括表をお願いします。

申請件数 6件 田 6筆 2,454㎡ 畑 2筆 1,179㎡ 合計 8筆 3,633㎡で  
す。

以上になります。

【会長】

令和4年第11回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年11月25日 産業会館大会議室

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第11回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

13番委員

近藤 淳司

14番委員

田中 倫雄